

広報ながさき広告枠売却仕様書

1 広告掲載ページ

「広報ながさき」にて広報広聴課が指定するページ(原則18～29ページ)。

2 広告掲載枠数

(1)広告掲載は、令和7年7月号から令和8年6月号まで(12月分)とする。

(2)広告は1月あたり12枠。1ページに1枠ずつで、ページの最下部に掲載する。

3 広告の規格

(1)サイズ 縦37ミリ×横175ミリ

(2)色 墨1色

(3)その他 広告は1枠につき1件。広告外枠ケイは、表ケイ0.1ミリ程度とする。

※掲載イメージは別紙参照

4 広告作成の手順や留意点等

(1)広告掲載にあたっては、「長崎市暴力団排除条例」(平成24年長崎市条例第59号)を遵守し、
広告主から暴力団、暴力団員及び暴力団関係者を排除すること。

(2)暴力団等排除を目的に、長崎県警察へ市が照会を行うため、各月掲載予定の広告主について
照会に必要な情報(商号や名称、所在地、代表者の役職、代表者氏名(よみがな)、代表者の生
年月日)を発行月の前々月末日までに報告すること。

(3)広告内容などは「長崎市広告掲載要綱」及び「長崎市広告掲載基準」を遵守すること。

(4)広告原稿の入稿スケジュールは別紙を参照すること。原稿は、入稿日の前日(入稿日が月曜
日の場合は前週の金曜日)までに広報広聴課へ提出し、承認を受けた後、入稿日までに完全版
下で広報広聴課が指定する業者に入稿すること。

(5)広報広聴課が広報ながさきを校了するまで、責任を持って広告の校正を行うこと。

(6)紙面の変更により広告掲載の場所などを変更する場合がある。

(7)広告の掲載内容に関する一切の責任は、広告主に帰属する。

(8)その他、本仕様書にない事項については、必ず広報広聴課と協議すること。

5 広報ながさきの概要

(1)規格 A4判32ページ(基本)

(2)紙質 微塗工紙、A判35kg、白色(白色度70%程度以下)、または、同程度のもの

(3)刷色 カラー

(4)部数 毎月約14万部(自治会などを通じて各世帯へ配布)